

役員推薦規程

1991 年 4 月 1 日制定

2004 年 12 月 1 日改正

2008 年 4 月 1 日改正

第1条 会則第23条1項による役員推薦については、この規程の定めるところとする。

1. この規程に定めのない事項で必要がある場合は、理事会が定める。

第2条 上記第1条の執行のため、推薦委員会を設ける。

第3条 推薦委員会は、委員をもって組織する。

1. 委員は、各ブロックの代表にて構成し、ブロック内の互選とする。
2. 委員は、ブロックごとに正副1名ずつの2名とし、いずれか1名は必ず委員会に出席しなければならない。

第4条 推薦委員会は委員長1名および副委員長1名を置く。

1. 委員長および副委員長の選任は、委員の互選による。

第5条 推薦委員会の円滑な運営のために理事会は、担当理事を決め出席させることができる。ただし、必要に応じ助言できるが議決権はない。

理事会（部長）は推薦委員会において、理事会の業務内容および役割・責任について説明を行う。

第6条 推薦委員会は、推薦委員長が招集する。ただし、第1回は部長が召集する。

第7条 推薦委員会の次第は、次のとおりとする。

1. 各推薦委員は、会員の中より理事候補および監事候補を選出するために投票を行う。
 - a) 1回目の投票で理事候補10名とその補欠2名を決定する。
 - b) 2回目の投票は監事候補 3名とその補欠1名を決定する。
2. 推薦委員会委員長は、上記第7条第1項の a) および b) により決定した理事および監事候補に対し、選任されたときの受諾の確認を行う。
3. 受諾不可が生じたときは、補欠の中から予め決められた順列に従い上記第7条2項にある受諾の確認を行う。
4. 推薦委員会は、会員に対して理事および監事候補を公示し、文章による信任可否投票を行う。
5. 理事および監事候補者は、投票総数の3分の2以上をもって選任される。
6. 推薦委員会は、速やかに会員に対して選任された理事および監事を公示する。
7. 選任された理事および監事は、総会において承認を受ける。

第8条 任期中に理事および監事に欠員が生じたときは、推薦委員会が補欠の中から予め決められた順列に従い新役員を推薦し総会の承認を受ける。

第9条 会則第23条4項により委嘱する理事の会則第24条1項による任期については、この規程の定めるところとする。

第10条 同一人に対して2期以上連続して理事を委嘱してはならない。

第11条 役員の任期について可能な例、不可能な例を以下に示す。ただし当然のことながら、いずれの例も本規程第7条に記す推薦委員会の推薦、本人の受諾、会員による信任が前提である。

1. A氏：理事9年、続けて監事9年、続けて理事9年 → 可能
2. B氏：理事6年、続けて監事6年、続けて理事9年 → 可能
3. C氏：理事6年、続けて部長9年、続けて理事3年、続けて監事9年 → 可能
4. D氏：理事9年、続けて委嘱理事3年、続けて理事9年 → 可能
5. E氏：理事9年、続けて委嘱理事3年、続けて委嘱理事3年 → 不可
6. F氏：委嘱理事3年、続けて理事9年、続けて委嘱理事3年 → 可能

第12条 この規程は、理事会の決議により改廃できる。